

一般名処方について

一般名処方とは、

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

これにより、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬の選択ができ、患者のみなさまに必要なお薬を供給しやすくなります。

◎当院では、後発医薬品の使用推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

そのなかで、院外処方では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

◎令和6年10月以降、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。（詳しくは、厚生労働省の案内をご参照ください。）

◎一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者のみなさまに必要な医薬品が提供しやすくなります。